

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 多田 正見
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 大田清掃工場整備事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、平成 18 年 1 月改訂の「一般廃棄物処理基本計画」(以下「新基本計画」という。)に基づき、循環型ごみ処理システムを構築するための施設整備の一環として、東京都大田区京浜島三丁目 6 番 1 号に位置する既存の大田清掃工場(平成 2 年度しゅん工)の整備を行うものである。なお、既存の大田清掃工場の施設規模は、焼却炉 1,200 トン/日、灰溶融炉 500 トン/日である。本事業の実施に当たっては、ごみ処理及び施設の維持管理の両面での合理化を図るため、現在別棟である第一工場、第二工場を最終的に一体の工場とするように整備するものである。

対象事業の概略は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業の概略

所在地	東京都大田区京浜島三丁目 6 番 1 号	
敷地面積	約 92,000 m ²	
工事着工年度	第 1 期工事 : 平成 21 年度 (予定) 第 2 期工事 : 平成 27 年度 (予定)	
工場稼働年度	平成 32 年度 (予定)	
処理能力	焼却炉	可燃ごみ 1,200 トン/日 (300 トン/日・炉 × 4 基)
	灰溶融炉	灰 140 トン/日 (70 トン/日・炉 × 2 基)
主な建築物等	工場棟 (管理諸室を含む)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 高さ : 約 43m
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造・内筒鋼製 高さ : 約 48m

4 評価書案について提出された主な意見及び

それらについての事業者の見解の概要

評価書案については、都民からの意見書5件及び関係区長として大田区長から意見書が提出された。提出された意見等の件数の内訳は、表4-1に示すとおりである。都民及び大田区長からの主な意見に対する事業者の見解の概要は、表4-2(1)～(9)及び表4-3(1)～(2)に示すとおりである。

表4-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見	5
事業段階関係区長	1
合計	6

表 4-2(1) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	大気汚染	
	主な意見	事業者の見解
	<p>NO₂のバックグラウンド濃度として、一般大気測定局の測定値を用いていますが、京浜島局や東糀谷局などは遠距離にあります。大田清掃工場周辺地域 500m 範囲を 50m メッシュで区切り、NO₂簡易カプセルでの連続測定を実施して正確な濃度分布を出すべきではないでしょうか？</p>	<p>大気汚染の予測及び評価は、東京都環境影響評価技術指針に基づき実施していますが、同指針の解説では、既存資料の調査地点について、『『大気汚染常時測定局測定結果報告』（東京都環境局）や区市町村の測定結果を活用する』とあります。</p> <p>よって評価書案では、大気質の状況は既存資料として、一般環境大気測定局測定結果を利用しました。一般環境大気測定局は、環境基準の適合状況把握、大気汚染対策の効果確認等の地域全体の汚染状況を把握する目的で設置されており、設置に当たっては、地域内を代表する測定値が得られるような場所が選定されています。</p> <p>本評価書案では計画地周辺の京浜島（大田区設置）、東糀谷（東京都設置）及び八潮（東京都及び品川区設置）の3つの一般環境大気測定局を採用しました。</p> <p>また、採用した3測定局の平成16年度～平成18年度の二酸化窒素（NO₂）測定結果は概ね横ばい傾向で、将来もこのまま移行すると考えられるため、この3年間の平均値をバックグラウンド濃度としました。</p> <p>なお、簡易カプセルによる測定法は安価で、面的な濃度把握に適しているとされていますが、計量関係法令及びJIS規格に規定されている自動測定法とは異なるものであり、環境基準等との比較・評価をすることはできないとされています。</p>

表 4-2(2) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	大気汚染	
	主な意見	事業者の見解
	<p>環七沿道の大森西自動車排ガス測定局では、NO₂の年平均値が最近5年間、すべて0.04ppmをこえ、平成17年度には0.048ppmという高い値を記録しています。これは1978年の中央公害審議会答申の指針値（年平均値0.02～0.03ppm）をこえる結果となっています。</p> <p>さらに、平日12時間自動車交通量は、約半数の調査地点で、平成11年度に比べて平成17年度は増加傾向にあります。</p> <p>したがって、環七沿道地区でのNO₂の現況調査と予測評価が必要です。</p> <p>また、この計画では環七沿道での自動車排気ガス汚染が増大するおそれがありますので、環七沿道複数個所で大気汚染（NO₂とSPM）の予測を行う必要があります。</p>	<p>東京都では、道路沿道の大気環境を改善するために八都県市で連携し、平成15年10月から国に先駆けてディーゼル車走行規制を実施しています。平成18年度の自動車排出ガス測定局（東京都設置）の環境基準適合状況は、SPMでは全34局で適合を達成し、NO₂は34局中21局適合と改善傾向にありますが、幹線道路沿いの大気汚染は依然として大きな課題となっています。</p> <p>しかしながら、評価書案に示した環状7号線沿いの地点6（大森東1-30）における将来交通量予測（第1期工事終了後及び第2期工事終了後）では、清掃車両台数は現況の約2倍となりますが、全体交通量に占める割合は3.0%と僅少です。このことから、将来の環状7号線沿いにおける清掃車両の大気への影響は、小さいと予測されます。</p>
項 目	騒音・振動	
	主な意見	事業者の見解
	<p>測定地点での騒音レベルは61.4～74.5dBで、地点3、5、6の3地点で昼夜とも環境基準を上回っています。</p>	<p>地点3〔国道357号(京浜島2-1)〕、5〔国道357号(京浜島1-1)〕、6〔環状7号線(大森東1-30)〕は、現況の騒音レベルがすでに環境基準値を上回った状況にあります。この3地点での全体交通量のうち、清掃車両の占める割合は、多くても3.0%と僅少であり、騒音の増加は、0.0～0.1dBと予測しています。</p> <p>更に、今後も清掃車両の走行に当たっては、規制速度を厳守するよう対策を行ってまいります。</p> <p>なお、地点1～5は工業専用地域であり、本来、騒音・振動の規制は受けない区域となっています。</p>

表 4-2(3) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	土壌汚染	
	主な意見	事業者の見解
	<p>土壌調査について、大田工場は羽田空港との関係で煙突が40mと低いこともあり、土壌への影響が心配です。</p> <p>今後、解体に当たっても土壌調査が行われると思いますが、その点を充分調査してください。</p>	<p>今回の整備計画では、現大田清掃工場の解体(除却)に先立ち、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 116 条「工場又は指定作業場の廃止又は建物除去時の義務」により、敷地内の土壌の汚染状況調査を実施いたします。</p>
項 目	廃棄物	
	主な意見	事業者の見解
	<p>現在の大田清掃工場では、一部の配管に非飛散性アスベストを使用しているということですが、解体工事時には周辺地域でアスベストの測定が必要です。</p> <p>一定本数以上のアスベストが検出された場合には、工事を中止して対処してください。</p>	<p>本整備事業の解体工事に係るアスベスト処理に関しては「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル(以下「マニュアル」という。)(平成 20 年 2 月東京都環境局)」に基づき適切に処理してまいります。</p> <p>現大田清掃工場ではクロシドライト、アモサイト及びクリソタイルの主要 3 種のアスベストが吹付け材などに使用されていないことは既に確認済みです。</p> <p>その後、平成 20 年 2 月 6 日、新たに「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(基安化発第 0206003 号)が示されましたので、その他のアスベスト(トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト)を対象とした分析調査を工場解体前に実施し、調査結果に基づき必要な処置を行っていく予定としております。</p> <p>また、非飛散性アスベストの除去は、マニュアルに基づく適切な除去を行うこととしており、除去作業での屋内作業環境測定の取り扱いについては、石綿障害予防規則に則って行うこととしています。なお、解体工事時の周辺地域での測定は法令で定められていません。</p>

表 4-2(4) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	温室効果ガス	
	主な意見	事業者の見解
	<p>これまで、炭素含有量 25%として計算すれば、ごみ 1 トンの焼却で CO₂ 1 トンが排出される計算でした。しかし、今後、廃プラスチックごみの混入率が高まれば、ごみの炭素含有量は高まります。廃プラスチックの混入率が高くなった場合の CO₂排出量の予測値を明確にし、CO₂排出量を削減させる努力目標が提示されるべきと考えます。これについては、地元大田区行政との連携が必要であることは言うまでもありません。</p> <p>また、清掃一組として、地球温暖化対策指針に基づくデータや、廃プラスチック焼却に関する炉への影響のデータを区に提示することが必要と考えます。</p>	<p>今回、評価書案を記述するに当たって予測に用いた廃プラスチックごみの炭素含有量 27.34%は「モデル収集ごみの焼却実証確認結果」に基づき設定したものです。この時点での廃プラスチックの平均含有率は 15.6%と従来の含有率（5～6%）よりも増加していたものの、平均炭素量 27.34%は、従来のごみと比較して微増でした。</p> <p>なお、今後も廃棄物処理法に基づいて年 4 回のごみ組成分析を行い、ごみ中のプラスチック類の量について経過を観察していきます。</p> <p>また、CO₂量を削減するためには、区民、事業者、行政がそれぞれの立場で自覚を持ち、ごみの発生量を減らす必要があります。清掃一組はごみの中間処理を担う立場から、ごみを焼却することで熱供給や発電効率の向上を図るなど、熱エネルギーの回収によりCO₂の削減に貢献していきます。</p> <p>地元区である大田区に対しては、区と連携した施策を行うとともに、これまで同様、必要なデータを積極的に提供してまいります。</p>
	<p>本整備事業にあたっては、太陽光発電だけでなく、風力発電や屋上緑化なども含め自然エネルギーをもっと確保するべきです。</p> <p>自然エネルギーを十二分に活用した先進的な工場とすることで、区民や地域の理解も得られ、建設時のコストは若干高まっても、長い目で見ればプラスに転じるのではないのでしょうか。</p>	<p>本事業では、より自然エネルギーを活用した工場を目指し、次のような点に配慮しています。</p> <p>太陽光発電をはじめ、プラットフォームやごみバンクの屋根にはトップライトを設置する他、外部に面していない中央制御室に太陽の光を取り入れる光ダクトを採用し、できる限り自然光を活用していくことで照明設備の利用を抑えます。</p> <p>さらに エントランス部分には、地熱を利用した冷暖房設備を採用し、消費電力の低減を図ってまいります。ヒートアイランド現象の緩和として、現大田工場で行っていなかった屋上緑化や壁面緑化を行ってまいります。</p>

表 4-2(5) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	その他（事業計画）
<p style="text-align: center;">主な意見</p>	<p style="text-align: center;">事業者の見解</p>
<p>ごみを減量するには徹底したごみの分別で、資源ごみの回収やリサイクルを進めることが基本です。安易な廃プラスチックの焼却に依っても、最終処分場はすぐに満杯になるでしょう。</p> <p>「資源エネルギー回収の徹底」を軽視することは納得いきません。</p> <p>燃やせばごみ、再利用すれば資源です。</p>	<p>国は平成 17 年 5 月に告示した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」により、廃プラスチックの取り扱いに関しては、まず発生抑制を行い、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である、との方針を打ち出しています。</p> <p>一方、東京都においては、平成 16 年 5 月の東京都廃棄物審議会の答申で、廃プラスチックは貴重な資源であり、「埋立不適物」であるとした上で、可能な限り発生抑制を推進するとともに、単一素材で再資源化しやすく、分別や異物の除去等が容易なもの（ペットボトルやトレイ等）のマテリアルリサイクルを一層徹底すべきとしつつ、資源の保全、環境への負荷、経済性の面でマテリアルリサイクルに適さない場合には、サーマルリサイクルを行い、埋立処分量ゼロを目指すべきであるとしました。</p> <p>さらに 23 区の特別区長会は、平成 16 年 10 月 15 日に「最終処分場の延命及び資源の有効活用の観点から、マテリアルリサイクルを進める一方で、最終処分場の埋立に占める割合の高い廃プラスチックについては、埋め立てるのではなく、熱エネルギーとして回収するサーマルリサイクルを実施する方向を生かして検討する。」ことを確認いたしました。</p> <p>以上のようにリサイクルを行いつつ、それでも排出される廃プラスチックのサーマルリサイクルを実施することは、国、都さらに区長会の考え方に沿ったものです。</p>

表 4-2(6) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	その他（事業計画）
<p style="text-align: center;">主な意見</p>	<p style="text-align: center;">事業者の見解</p>
<p>本事業は、第 1 期工事、第 2 期工事による 2 段階の整備事業ですが、ごみ量の推移を見守り、その上で第 2 期工事が必要かどうかを再度議論し検証すること。もし、ごみ量が大幅に減少しているような場合は、第 2 期工事を中止とすること。</p>	<p>平成 19 年 3 月に策定された大田清掃工場整備計画において、建設工事と維持管理の両面で合理的な方法として、現在の第二工場、第一工場を 2 期に分けて最終的に一体の工場となるように整備することが定められました。第 2 期工事については平成 27 年度より解体工事が開始される予定となっています。</p> <p>なお、今後の施設整備の大枠を定めている新基本計画については、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿い、概ね 5 年ごとに改訂するほか、ごみ量の変動等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、必要な見直しが行われることとなります。</p> <p>従って、第 2 期工事が予定されている時期までに基本計画の前提となる諸条件に変動があれば、必要な改訂が行われることとなりますので、その改訂された内容に沿って施設整備計画が実施されていくこととなります。</p>
<p>大田清掃工場だけの環境整備を考えるのではなく京浜島全体の環境を考えていただきたい。周囲との融合を考えずに自分の敷地内の整備だけを考えるのは、本当の環境保全ではないと思います。京浜島の入口を清掃工場の入口と考え、京浜島の環境整備に力をお貸しください。</p> <p>また、東京港臨海道路の伸延や国道 357 号・環七立体交差など、これから数年で京浜島周辺の交通事情が大きく変わり、渋滞が予測されます。渋滞イコール即大気汚染であり、その渋滞車両の中には清掃車両もたくさん含まれていると考えます。</p> <p>環境保全に直結する輸送インフラの整備を是非お願いいたします。</p>	<p>環境整備はその地域の一員がそれぞれお互いの立場、役割を理解し、連携して行動しなければなりません。</p> <p>京浜島全体の環境をよくしていくことは、京浜島で活動を行っている私ども清掃一組にとっても重要なことと考えます。私どもの事業を超えての対策実施には困難な面もありますが、可能な範囲で地元大田区及び東京都京浜島工業団地協同組合連合会と連携しながら環境整備に取り組んでいきたいと考えます。</p>

表 4-2(7) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	その他（事業計画）
<p style="text-align: center;">主な意見</p>	<p style="text-align: center;">事業者の見解</p>
<p>第 2 期工事が終われば、現在の第一清掃工場は撤去されますが、その跡地は事業用地となっているだけです。どんな事業の用地となるのか示していただきたいと思います。</p>	<p>現在、第一工場の跡地についての具体的な計画はありませんが、清掃工場の次期建替えや、京浜島不燃ごみ処理センターの取り扱いも含め、今後、その用途を検討していく予定としております。</p> <p>なお、平成 12 年 4 月に清掃事業は、東京都から特別区(23 区)に移管が行われ、このとき清掃工場の敷地は、東京都から清掃一組に無償譲渡されました。平成 32 年 3 月までの 20 年間は清掃事業用地として使用用途が限定されています。</p>
<p>新工場のエントランス部分をなぜガラス張りとするのでしょうか。公共施設は安全第一であると考えます。地震の多い日本では壁よりもガラスはもろいという報告もされています。</p> <p>また、新大田清掃工場は工場地帯に建設されるものであり、外観にこだわるよりも少しでも建築コストを減らし、安全第一の施設とすべきです。</p>	<p>これからの工場は、単にごみを処理するだけの施設ではなく、見学に訪れた方がごみ問題、環境問題を問い直す「学習の場」であることも重要であると考えます。この観点から、新大田清掃工場では、清掃工場の仕組みが分かる工夫をすることで、小学生を主な対象とする見学の拠点工場として位置づけたいと考えています。</p> <p>一方、清掃工場の建物が、公共の施設として十分な耐震性能を備えていなければならないことは、言うまでもありません。今回のエントランスホールを形成するガラスカーテンウォールは、壁と窓を一体化して建物の外側に取り付けるもので、それ自体は構造上荷重を支えないものとして設置されます。このカーテンウォールには、破損・脱落が生じないよう規格が定められており、安全性の面からも十分に使用に耐える部材として、近年、中高層建築に多く使用されており、安全性に問題はないと考えます。</p> <p>ただ、エントランスにガラスを多用することにより、建設費や維持管理費が増加することは否めません。そこで、コストを削減すべきとのご意見の趣旨を踏まえ、また省エネルギーの観点から、屋上部、側面部についてはガラス構造を取り止めるなど、必要最低限の範囲に留めるよう検討してまいります。</p> <p>なお、今回の整備事業については、一般廃棄物処理基本計画の内容を再検討し、第二工場、第一工場を段階的に整備するよう変更して、当初計画よりも建設工事費と維持管理費の節減を図った計画としておりますが、地下化を極力抑えるなど、さらに建設費の抑制に努めたものとしております。</p>

表 4-2(8) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	その他（公害防止）
<p style="text-align: center;">主な意見</p>	<p style="text-align: center;">事業者の見解</p>
<p>廃プラスチックを焼却すれば、重金属が排出されて人の健康に被害をもたらすおそれがあります。廃プラスチックにはいろいろな種類があり、使われている重金属もバラバラです。1200 以上ではダイオキシン類は発生しませんが、重金属は分解せず、発生し続けます。</p>	<p>プラスチックに含まれている重金属類は焼却により、主に排出ガス中の飛灰に移行し、ろ過式集じん器で捕集されます。集じん器で捕集された飛灰は、重金属を含むため特別管理一般廃棄物に指定されており、清掃一組では溶融固化又は薬剤による安定化処理を行うこととしています。</p> <p>なお、清掃一組では、各区が廃プラサーマルに伴うモデル収集を実施及び拡大していくことにあわせ、各清掃工場で、実証確認を行っています。排出ガス、排水、焼却灰、飛灰等の測定の結果は、いずれも基準値（法規制値及び協定値）を下回っています。清掃一組ホームページにモデル収集可燃ごみの焼却実証確認結果を掲載しています。</p> <p>新大田清掃工場においても、同様の公害防止設備を導入し、重金属対策には万全を期してまいります。</p>
<p>臭素系ダイオキシン類についても予測評価するべきではないでしょうか？</p> <p>臭素系ダイオキシン類の毒性が国際的な問題になった時にはすでに遅いのではないのでしょうか。</p>	<p>臭素系ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法附則第 2 条の「政府は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」との検討規定に基づき、国は継続して排出実態等調査を行っていますが、現在、環境基準や排出基準は定められておりません。</p> <p>「平成 18 年度 ダイオキシン類の蓄積・ばく露状況及び臭素系ダイオキシン類の調査結果について」（環境省）によると、臭素系ダイオキシン類の検出率及びレベルは、塩素化ダイオキシン類に比べ低いものであり、それらの調査範囲では塩素化ダイオキシン類に比べ、人及び生物に対する影響は比較的小さいと予想されています。</p> <p>なお、今後とも、国の動向を注視し、必要な措置をとってまいります。</p>

表 4-2(9) 評価書案について提出された都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	その他												
<p data-bbox="338 262 467 293">主な意見</p> <p data-bbox="150 313 657 443">清掃事業は環境問題のさまざまな側面が集中的に現れる事業だと思えます。</p> <p data-bbox="150 454 657 633">それだけに、清掃事業は、ごみを焼却するだけでなく、環境情報を広く発信する事業と捉えることが必要があると考えます。</p> <p data-bbox="150 645 657 728">その際には以下の視点が必要と考えます。</p> <p data-bbox="181 739 657 869">ごみの総量を減らし、廃プラの焼却は極力避けることが大切だと、情報発信する。</p> <p data-bbox="181 880 657 965">ごみ焼却熱の有効利用（発電、地域熱源としての利用）。</p> <p data-bbox="181 976 657 1059">再生可能エネルギーの使用の試み。</p> <p data-bbox="181 1070 579 1108">環境学習の場としての活用。</p>	<p data-bbox="963 262 1158 293">事業者の見解</p> <p data-bbox="687 313 1441 387">環境情報を広く、区民の皆さんにお伝えすることは、私たちの責務のひとつとして考えています。</p> <p data-bbox="687 398 1441 938">現在清掃一組は、皆さんの情報館となるように「ホームページ」を開設しており、任意の時間に多くの方が、気軽に最新の環境情報や活動情報を入手できるように提供方法、材料などを工夫し、その維持に努めています。また情報冊子「ごみれば 23（循環型社会の形成に向けて）」、「ごみれば Kids」を定期発行し、この中でも清掃事業全般を紹介するだけでなく、ごみ減量に向けて一人ひとりの活動の実践をお願いする呼びかけなども行っています。「清掃一組だより」は清掃一組全体にわたる動きやイベント、重点策の内容を絵や写真等を多く使いなるべくわかりやすくお伝えしています。ここで清掃一組は循環型社会の形成を目指すことを宣言しています。</p> <p data-bbox="687 949 1441 1279">各工場、施設においては、環境管理活動報告冊子「環境報告書」、「工場だより」を発行し、ごみ焼却に伴い発生する熱の利用状況などの環境管理活動内容を紹介しています。冊子は機会あるごとの配布のほか、いつでも入手できるように場内情報コーナー、展示コーナーに備えてあります。また工場内一角には電光掲示板を置き、工場の排ガス状況が常時確認できるようにしています。</p> <p data-bbox="687 1290 1441 1664">このほか、地域住民の皆さんで構成される運営協議会を定期的、必要に応じて開催し、意見交換や情報交換を行っています。地元の皆さんには工場をもっと知っていただくため、各種イベントの開催や参加、工場の一部を開放するなどふれあいの機会を設けています。またごみ処理を身近で感じて具体的に理解していただくため、個人・団体工場見学会を開催しております。小・中学校の社会科見学はごみ問題を考える学習の場となっています。</p> <p data-bbox="932 1715 1190 1747">清掃施設見学者数</p> <p data-bbox="1262 1758 1326 1792">(人)</p> <table border="1" data-bbox="802 1794 1326 1982"> <tbody> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>115,865</td> <td>(90,150)</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>106,126</td> <td>(85,617)</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>111,256</td> <td>(86,781)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>122,329</td> <td>(95,115)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="818 1991 1286 2020">注) ()内は、小・中学生の見学者数。</p>	平成 16 年度	115,865	(90,150)	平成 17 年度	106,126	(85,617)	平成 18 年度	111,256	(86,781)	平成 19 年度	122,329	(95,115)
平成 16 年度	115,865	(90,150)											
平成 17 年度	106,126	(85,617)											
平成 18 年度	111,256	(86,781)											
平成 19 年度	122,329	(95,115)											

表 4-3(1) 評価書案について提出された関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目	大気汚染	
	主な意見	事業者の見解
	<p>【ダイオキシン類の排出について】</p> <p>新工場完成後の汚染物質排出量の自己規制値について、ダイオキシン類の値が法規制値と変わらない（本編 230 ページ表 8.1-77）など平成 2 年度に竣工した既設工場と同じ自己規制値（0.1ng-TEQ/m³N）が使われています。既設工場が竣工してから 20 年近く経過し、この間大気汚染対策技術の進展もあることから、新工場の自己規制値については、より厳しい値を設定して本事業の計画を進めていただきたい。</p> <p>特に本工場の場合は、他の清掃工場と比較して煙突が低く拡散が少ないと考えられるため、最新技術を採用して有害汚染物質の排出低減に努めていただきたい。</p>	<p>「ダイオキシン対策推進基本指針」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」第 33 条第 1 項の規定に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（平成 12 年 9 月作成、平成 17 年 6 月変更）に基づき対策が進められた結果、わが国の環境へのダイオキシン類排出量は、平成 9 年の 7,680 ~ 8,135g-TEQ/年から平成 18 年の 289 ~ 317g-TEQ/年（平成 9 年より約 96% 減）と順調に削減が進んでおり、さらに平成 17 年 6 月設定時の目標（平成 22 年に 315 ~ 343g-TEQ/年）を 4 年前倒しで達成しました。また、一般廃棄物焼却施設の排出量に着目すれば、平成 9 年の 5,000g-TEQ/年から平成 18 年には 54g-TEQ/年と、98.9% の削減を達成しています〔「ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリ）」（平成 19 年 12 月 環境省）〕。一般環境大気中のダイオキシン類濃度をみても、その値は年々減少しており、国がまとめた平成 18 年度の全国のダイオキシン類環境調査によれば全国の一般環境大気中のダイオキシン類濃度の平均値は 0.051pg-TEQ/m³ と環境基準（0.6pg-TEQ/m³）を大きく下回る状況となっています。</p> <p>以上、国内におけるダイオキシン類対策については、国の定めた計画及び法規制値への確実な対応により効果が着実に現れたものであり、法規制値を更に上回る対策の緊急性はないと考えております。</p> <p>また、技術的には、清掃工場のダイオキシン類削減は単独の設備・対策により達成されるものではありません。清掃工場では、ごみ質の均一化、高温での安定燃焼などの燃焼管理により発生抑制に努め、さらに、減温塔による排出ガスの急冷によるダイオキシン類の再合成抑制、ろ過式集じん器によるばいじんの捕集、触媒反応塔におけるダイオキシン類の分解除去などの設備的対策を総合的に組み合わせ、法規制値を遵守しています。これは、最新の技術水準に基づく対策です。</p>

表 4-3(2) 評価書案について提出された関係区長からの主な意見及び事業者の見解の概要

項 目		悪 臭	
主な意見		事業者の見解	
<p>工場から臭気が外部に漏れないように、評価書案に記載された対策に努めていただきたい。特に、定期補修工事中などの焼却炉停止時のごみバンカー内の悪臭防止対策に使用する活性炭脱臭装置については、活性炭の破過（活性炭の吸着できる力は一定期間経つとなくなるので、脱臭するためにはその吸着力の確認が必要）の確認など保守点検に努められたい。</p>		<p>悪臭に関しては、工場棟は密閉を原則とし、外部との開口部分は必要最小限にとどめる、ごみバンクのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉じる、焼却炉の稼働時にはごみバンク内の空気を燃焼用空気として吸引し、臭気物質を熱分解すると共にごみバンク内を負圧に保つ、プラットホーム出入口にはエアカーテンを設けて外気と遮断する、等の対策を行います。</p> <p>脱臭装置活性炭の破過時間については、使用時間、悪臭空気の処理量、臭気成分物質の組成・濃度等により変化します。このため、定期的に脱臭装置出口空気の臭気測定を実施し、適正な管理に努めるほか、脱臭装置内の脱臭室は複数室とし、各系統で単独運転できるようにします。</p>	
項 目		騒音・振動	
主な意見		事業者の見解	
<p>【道路交通振動の予測値が上がることの理由】</p> <p>道路交通振動について、環状7号線の大森一丁目地点の予測値が現状より高くなっています。特に夜間の場合には、工事が始まると現状より6dB高くなると予測しています。これらの高くなる理由について明らかにしていただきたい。</p>		<p>評価書案の道路交通振動調査結果（表 8.3.2-4、p.341）に記載の振動レベルの数値は、あくまでも調査地点での、「現況の『24時間』基準時間帯の平均振動レベル(L₁₀)の数値」を記載したものです。</p> <p>予測結果の数値は、表 8.3.2-16(2)（p.372）と表 8.3.2-18(2)（p.374）の「注」に記載のとおり、一般車両と「清掃車両が走行している『6時～22時の最大数値』」を予測結果としています。</p> <p>なお、資料編、表 8.3.2-18～21 道路交通振動予測結果（p.197、199、201、203）に、「現況と予測結果（6時～22時）」の数値を記載しています。環状7号線の大森一丁目地点(No.6)での最大数値は「6～7時」で「現況と予測」共に振動レベルは56dBとなっています。</p> <p>また、「6～7時」以外での「現況と予測」を比べても清掃車両の走行に伴う影響は0.0～0.2dB増となっています。</p>	